

神奈川県水防計画(案)の主な変更概要

1. 本文の変更 (1～37項)

- 令和3年7月の水防法改正等に伴う修正(資料2参照)
 - ① 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象の拡大
 - ② 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための避難訓練の報告義務化及び避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長による助言・勧告
 - ③ その他

2. 重要水防箇所の変更 (41～142頁)

表1 重要水防箇所の見直し

| | 重要水防箇所(河川) | | 重要水防箇所(海岸) | |
|-------|--|------------|--|--------|
| | 箇所 | 延長 | 箇所 | 延長 |
| 平成3年度 | 967箇所 | 272,718.6m | 66箇所 | 5,423m |
| 令和4年度 | 1,036箇所 | 278,169.0m | 68箇所 | 5,423m |
| 増減 | 69箇所の増 | 5450.4mの増 | 2箇所の増 | なし |
| 変更要素 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う解消 ・国直轄区間の重要水防箇所の変更 ・資料3参照 | | <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の精査に伴う解消 ・施設整備に伴う増 | |

重要水防箇所：河川や海岸について、特に水防上重要な箇所を河川管理者や海岸管理者が定める。

※ 河川は、「堤防高」「堤防断面」「堤防強度」「漏水」「水衝・洗掘」「工事施工」「工作物」「新堤防・破堤跡・旧川跡」「陸閘」の9種別に、海岸は、「堤防高」「堤防強度」「越波」「工事施工」「工作物」の5種別に分類し、評定基準に基づき、「A」「B」「要注意区間」等の階級を重要度に応じ定める。

3. 水位計・河川監視カメラの新設 (170～179頁)

- 県が設置した各観測機器
 - 水位計：1箇所 新田間川(新田間橋) (170頁、172頁)
 - カメラ：2箇所 新田間川(新田間橋付近) (178～179頁)
 - 渋田川分水路(渋田新橋付近) (178～179頁)

4. その他の変更

- 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準表の見直し(25頁、資-171頁)
- 神奈川県記録的短時間大雨情報の見直し(209頁)
- 簡易型河川監視カメラ画像公開箇所追加(参36)
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(参37～38頁)
- その他、時点修正など